

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	都道府県立職業能力開発施設の運営費交付金(職業転換訓練費交付金・離職者等職業訓練費交付金)	事業開始年度	昭和60年度	作成責任者		
担当部局庁	職業能力開発局	担当課室	能力開発課	能力開発課長		
会計区分	一般会計 労働保険特別会計雇用勘定	上位政策	多様な職業能力開発の機会を確保すること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	職業能力開発促進法第15条の6第1項及び第95条第1項、雇用保険法第63条第1項第2項、雇用保険法施行規則第126条	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	都道府県における職業訓練の規模及び質の維持					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	都道府県が設置する職業能力開発校等の運営に必要な経費を交付し、離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行うことにより、職業に必要な技能及び知識を習得させる。					
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発校等の運営(平成21年度) (都道府県立職業能力開発校 166校、都道府県立職業能力開発短期大学校 11校、都道府県立障害者職業能力開発校 6校) ・離職者訓練(施設内)実施状況(平成20年度) 受講者数 12,958人 就職者数 7,802人 ・在職者訓練実施状況(平成20年度) 受講者数 58,566人 ・学卒者訓練実施状況(平成20年度) 入校者数 8,880人 就職者数 6,291人 					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	11,815	11,638	11,638	11,638	11,937
	執行額	11,815	11,638	11,638		
	執行率	100%	100%	100%		
	総事業費(執行ベース)	40,220	39,554	36,978		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	交付先に事前に事業実施計画を、国の会計年度終了後または事業終了後に事業報告書を提出させるほか、必要に応じて実施状況報告を求めていること、及び、定例業務報告により訓練終了後の就職率を報告させており、これらにより事業効果を検証しているところ。				
	見直しの余地	都道府県の行う職業訓練に要する経費については、国が経費の一部を負担することになっており、都道府県の厳しい財政状況等にかんがみ、これ以上の削減は困難であるが、引き続き、効率的な予算執行に努めるとともに事業の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。				
予算監視・効率化の所見	都道府県立職業能力開発施設の運営費交付金については、職業能力開発促進法第15条の6第1項及び第95条第1項、雇用保険法第63条第1項第2項、雇用保険法施行規則第126条等に基づく必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべきである					
補記						

厚生労働省
11,638百万円

{ 予算の交付 }



A. 都道府県(47) 11,638百万円

(内訳)上位10者

東京都	1,069百万円
神奈川県	891百万円
大阪府	578百万円
北海道	564百万円
愛知県	509百万円
福岡県	479百万円
岩手県	436百万円
埼玉県	435百万円
千葉県	347百万円
兵庫県	331百万円

{ ・職員設置費(人件費) ・訓練実施事業費 }

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.東京都			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
訓練実施事業費	短期課程訓練費	1,194			
職員設置費	管理職員費	1,191			
職員設置費	職業訓練指導員費	1,178			
訓練実施事業費	普通課程訓練費	542			
	※上記支出の一部に交付金を充当				
計		4,105	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)